

令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	業務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	10 款	3 項	1 目	政策番号	19 施策番号	99
事業名称	し尿処理総務管理費						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	92,400	0	0	78,699	0	13,701
令和6年度	91,689	0	0	78,696	0	12,993
増▲減	711	0	0	3	0	708

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	88,819	90,672	91,665	91,665	91,665
	市債＋一般財源	6,408	16,759	13,017	13,017	13,017
決算	事業費	85,503	85,334			
	市債＋一般財源	15,565	12,345			

事業概要 (アクティビティ)	下水道が接続されていない家庭等の常設トイレや、工事現場・イベント会場等の仮設トイレについて、し尿汲み取り収集を行います。 また、市内のし尿汲み取り収集を担当する資源循環局北部事務所の運営に必要な経費を執行します。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
し尿収集量	単位	目標	7,086	7,291	7,053	7,053	7,053	7,053	7,053
	kℓ	実績	6,268	6,477					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
し尿の適切な処理	単位	目標	実施						
	—	実績	達成	達成					

事業目的	市内には、下水道未整備の区域に所在する等の理由により、下水道接続や浄化槽設置によるし尿処理が行えない常設トイレが合計200箇所以上あります。 また、工事現場やイベント会場等に設置する仮設トイレにも、下水道一時接続によるし尿処理が難しいものが年間20,000基以上あります。 これらのトイレについては、発生するし尿を横浜市が汲み取り収集により処理する必要があります。 すべての市民・事業者がし尿処理で困ることがないように、当事業ではこれらの汲み取り収集が必要なトイレを把握し、適切にし尿の処理(収集、運搬、処分)を行うことを目的とします。
------	---

背景・課題	昭和48年以来、し尿汲み取りは委託にて実施されてきましたが、下水道整備の進展により、し尿処理量の減少が見込まれたことから、平成7年3月31日をもってし尿処理の一斉業務転換を実施し、平成7年4月より、し尿収集業務は本市業務に移行することになりました。 し尿汲み取り業務は、下水道の全地域完備まで継続する必要があるため、引き続き事業を継続する必要があります。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則 ・地方自治法第227条
------------	--

根拠・データ等	し尿・浄化槽等汚泥収集状況(資源循環局事業概要)
---------	--------------------------

事業スケジュール	大正13年度 事業開始 平成5年度 し尿汲み取り収集の無料化 平成7年度 し尿汲み取り収集の直営化 平成17年度 仮設トイレのし尿汲み取り収集有料化
----------	---

事業開始年度	大正13年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	し尿収集事業	86,982	86,905	77	
2	し尿収集受付繁忙等対策事業	5,418	4,784	634		
細事業合計		92,400	91,689	711		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 澤田 亮仁	係長 田中 まさみ	石井 千宙
------------------------------------	-------------	--------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	街の美化推進課			新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2			
歳出予算科目	一般会計	10	款	3	項	1	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	公衆トイレ維持管理費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	93,701	0	0	1,400	0	92,301
令和6年度	85,480	0	0	200	0	85,280
増▲減	8,221	0	0	1,200	0	7,021

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	83,248	84,799	93,701	93,701	93,701
	市債＋一般財源	83,048	84,599	92,301	92,301	92,301
決算	事業費	80,496	82,584			
	市債＋一般財源	79,693	82,386			

事業概要 (アクティビティ)	市内の公衆トイレの維持管理を行います。 また、災害用移動トイレを地域等に貸し付けます。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
週4回以上清掃を実施する公衆トイレ箇所数	単位	目標	76	76	74	73	70	67	64
	箇所	実績	76	76					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
公衆衛生環境の保全	単位	目標	公衆衛生環境の保全						
	—	実績	達成	達成					
事業目的	市民の皆様が衛生的かつ安全に公衆トイレを利用できるよう、日常清掃や修繕といった維持管理を行います。 また、災害用移動トイレを地域等に貸し付けることにより、災害時以外の有効活用を図ります。								
背景・課題	施設の大半が築30年以上と老朽化が進んでいますが、さらに長く衛生的に使い続けられるよう適切に維持管理を行っていく必要があります。								
根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律								
根拠・データ等	①公衆トイレ一覧 ②公衆トイレ修繕件数 R2：2件 R3：12件 R4：13件 R5：5件 R6：10件（見込） ③災害用移動トイレ貸付台数 R2：2台 R3：3台 R4：13台 R5：24台 R6：40台（見込）								
事業スケジュール	・昭和4年から公衆トイレ維持管理を開始 ・平成4年から災害用移動トイレの貸付けを開始								
事業開始年度	昭和4年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	公衆トイレ維持管理	93,701	85,480	8,221	労務単価の上昇による増
細事業合計		93,701	85,480	8,221		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	津島 邦宏	折本 和之	佐藤 葉月

令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3	
歳出予算科目	一般会計	10 款	3 項	1 目	政策番号	19 施策番号	99
事業名称	浄化槽指導事業						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	985	0	0	0	0	985
令和6年度	968	0	0	0	0	968
増▲減	17	0	0	0	0	17

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	1,044	989
	市債＋一般財源	1,044	829
決算	事業費	773	644
	市債＋一般財源	770	484

令和8年度	令和9年度	令和10年度
985	985	985
985	985	985

事業概要 (アクティビティ)	浄化槽届出審査や維持管理指導等を行うことにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることで、公共用水域の水質汚濁を防止します。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
法定検査受検指導率	単位	目標	100	100	100	100	100	100	
	%	実績	100	100					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
法定検査受検率 (11条)	単位	目標	-	41.2	47.3	48.7	50.1	51.5	52.9
	%	実績	39.8	45.9					
事業目的	浄化槽の新設・変更等における関係法令等に基づく届出等の審査・指導を行うことで、適正・適法な浄化槽の設置状況を把握します。浄化槽維持管理の3大義務（保守点検・清掃・法定検査）を適切に実施していない浄化槽管理者に対して指導します。また大規模浄化槽等、生活環境への影響が大きいと考えられる浄化槽設置事業所に立入調査を行います。これらにより、浄化槽に起因する公共用水域の水質汚濁を防止します。浄化槽清掃業許可業者へ適正な清掃及び浄化槽汚泥等の収集運搬の実施について指導することで、浄化槽汚泥等を適正に処理します。								
背景・課題	浄化槽管理者の義務である法定検査受検（法11条）の本市実施率は増加傾向ですが、全国平均（令和4年度48.2%）と比して低い状況です。そのため、浄化槽の維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、浄化槽台帳の情報をういて浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施に向けた適切な指導を行っていく必要があります。								
根拠法令・方針決裁等	浄化槽法、水質汚濁防止法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境省関係浄化槽法施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例、地方自治法 第227条（歳入）								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置基数 <ul style="list-style-type: none"> <実績推移>令和元年度5,879基、令和2年度5,722基、令和3年度5,386基、令和4年度5,093基、令和5年度4,689基 浄化槽清掃基数 <ul style="list-style-type: none"> <実績推移>令和3年度2,160基、令和4年度2,298基、令和5年度2,248基 法定検査受検率（11条検査） <ul style="list-style-type: none"> <実績推移>令和元年度32.0%、令和2年度31.9%、令和3年度34.3%、令和4年度39.8%、令和5年度45.9% 清掃汚泥量（ビルビット汚泥、デイスボーター汚泥含む） <ul style="list-style-type: none"> <実績推移>令和元年度27,645kL、令和2年度27,032kL、令和3年度26,049kL、令和4年度26,531kL、令和5年度26,808kL 								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の設置審査・維持管理指導等の実施（通年） 法定検査（11条検査）未受検者に対する受検指導書及び浄化槽使用廃止届出書の送付（通年） 								
事業開始年度	昭和34年1月								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	浄化槽指導事業	985	968	17	郵便料金変更による通信運搬費の増
細事業合計		985	968	17		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 田島 禎之	係長 工藤 優子	小野 一樹
------------------------------------	-------------	-------------	-------